

○環境省告示第五十二号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）第六条の二の規定に基づき、平成元年八月環境庁告示第三十九号（水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づき環境大臣が定める検定方法）の一部を次のように改正し、平成三十一年三月二十日から適用する。

平成三十一年三月二十日

環境大臣 原田 義昭

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
-----	-----

## 別表

有害物質の種類	検定方法	備考
(略)	(略)	(略)
シアン化合物	規格三十八・一・二(規格三十八の備考十一を除く。以下同じ。)及び三十八・二に定める方法、規格三十八・一・二及び三十八・三に定める方法、規格三十八・一・二及び三十八・五に定める方法又は昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「環境基準告示」という。)付表一に掲げる方法	(略)
(略)	(略)	(略)
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	環境基準告示付表二に掲げる方法	(略)

## 別表

有害物質の種類	検定方法	備考
(略)	(略)	(略)
シアン化合物	規格三十八・一・二及び三十八・二に定める方法、規格三十八・一・二及び三十八・三に定める方法又は規格三十八・一・二及び三十八・五に定める方法	(略)
(略)	(略)	(略)
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「環境基準告示」という。)付表一に掲げる方法	(略)

アルキル水銀化合物	環境基準告示付表三及び排水基準告示付表三に掲げる方法	(略)
ポリ塩化ビフェニル	環境基準告示付表四に掲げる方法	(略)
(略)	(略)	(略)
チウラム	環境基準告示付表五に掲げる方法	(略)
シマジン	環境基準告示付表六の第一又は第二に掲げる方法	(略)
チオベンカルブ	環境基準告示付表六の第一又は第二に掲げる方法	(略)
(略)	(略)	(略)
ふっ素及びその化合物	規格三十四・一(規格三十四の備考一を除く。)、三十四・二若しくは三十四・四(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十ミリリットル	(略)

アルキル水銀化合物	環境基準告示付表三及び排水基準告示付表三に掲げる方法	(略)
ポリ塩化ビフェニル	環境基準告示付表三に掲げる方法	(略)
(略)	(略)	(略)
チウラム	環境基準告示付表四に掲げる方法	(略)
シマジン	環境基準告示付表五の第一又は第二に掲げる方法	(略)
チオベンカルブ	環境基準告示付表五の第一又は第二に掲げる方法	(略)
(略)	(略)	(略)
ふっ素及びその化合物	規格三十四・一、三十四・二若しくは三十四・四に定める方法又は規格三十四・一c)(注①第三文を除く。)に定める方法及び環境基準告示付表六に掲げる方法	(略)

	<p>りん酸六十ミリリットル及び塩化ナトリウム十グラムを溶かした溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、日本工業規格K〇一七〇一六の六図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格三十四・一・一(注<sup>2)</sup>第三文及び規格三十四の備考一を除く。)に定める方法及び環境基準告示付表七に掲げる方法</p>	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	<p>アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格四十二・二、四十二・三、四十二・五、四十二・六又は四十二・七に定める方法(ただし、四十二・二、四十二・六又は四十二・七に定める方法により</p>	(略)

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	<p>アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格四十二・二、四十二・三、四十二・五又は四十二・六に定める方法により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数〇・七七六六を乗じてアンモ</p>	(略)

	<p>測定する場合において、規格四十二・一 c) の蒸留操作を行うときは、規格四十二の備考二及び備考三に規定する方法を除く。) により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数 0.7766 を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格四十三・一に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格四十三・二・五又は四十三・二・六に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法</p>	
	<p>ニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格四十三・一に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格四十三・二・五又は四十三・二・六に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法</p>	

(略)	(略)	(略)
一・四一ジオキ サン	環境基準告示付表八に掲げる 方法	(略)

(略)	(略)	(略)
一・四一ジオキ サン	環境基準告示付表七に掲げる 方法	(略)